

相楽東部広域連合事務分掌規則

平成 20 年 12 月 25 日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 相楽東部広域連合事務局設置に関する条例（平成 20 年相楽東部広域連合条例第 4 号）第 3 条の規定に基づき事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第 2 条 広域連合長の事務局の内部組織は、別表第 1 のとおりとする。

第 3 条 前条の組織の事務分掌は、別表第 2 のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

(職制)

第 4 条 事務局に局長、課に課長及び課長補佐を置く。

2 前項の規定に定めるもののほか、相楽東部広域連合に次の職員の職を置くことができる。
係長、主任、主査、主事、主事補

(職務)

第 5 条 事務局長及び課長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、課長を補佐し、課長があらかじめ定める事務を総括し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前 2 項に定める職員以外の職員は、所属上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い事務に従事する。

(職員の配置)

第 6 条 課に配属された職員の担当別配置及び事務分担は、課長がそれぞれ定め、速やかに広域連合長に報告しなければならない。

(職責)

第 7 条 職員は、区域住民全体の奉仕者として誠実かつ公平に職務を遂行するとともに最小限の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

2 職員は、所管、分掌事務の執行状況について整理要約のうえ、随時上司に報告しなければならない。

(随時又は特殊の事務の処理)

第 8 条 随時又は特殊の事務については、前条の規定にかかわらず広域連合長は、他に属す

る事務を兼ねさせ、又は分担以外の事務を処理させることができる。

(主管事項の不明の決定)

第9条 主管の明らかでない事務があるときは、課内にあつては課長が、事務局内にあつては事務局長がその主管を定める。

(特別又は緊急の場合)

第10条 特別又は緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、広域連合長は、他に属する事務を兼ねさせ、又は担当以外の事務を処理させることができる。

2 事務局長は、課内に属する事務以外に特別又は緊急の必要のあるときは、職員をして相互に援助させることができる。

(職員の互助)

第11条 職員は、分担外事務であっても、その緩急に応じ、互助しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

課	係
総務課	総務係・福祉係
環境課	環境係

別表第2（第3条関係）

課	係	業務の内容
総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会に関すること。 (2) 連合長及び副連合長の秘書に関すること。 (3) 監査に関すること。 (4) 選挙管理委員会に関すること。 (5) 公平委員会に関すること。 (6) 公文書の保存整理及び情報公開に関すること。 (7) 陳情、要望等に関すること。 (8) 個人情報の保護に関すること。 (9) 広報及び公聴に関すること。 (10) 公告式に関すること。 (11) 不服申立て及び訴訟に関すること。 (12) 例規等に関すること。 (13) 財産管理に関すること。 (14) 公印の管理に関すること。 (15) 儀式、褒章及び表彰に関すること。 (16) 組織及び職員の定数に関すること。 (17) 職員の人事に関すること。 (18) 職員の給与に関すること。 (19) 職員の研修に関すること。 (20) 職員の公務災害補償に関すること。 (21) 職員の福利厚生及び労働安全衛生管理に関すること。 (22) 各種委員会等に関すること。 (23) 予算の編成及び執行に関すること。 (24) 契約に関すること。 (25) 企画及び計画に関すること。 (26) 財政に関すること。 (27) 財政調整基金に関すること。 (28) 物品の購入に関すること。 (29) 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること。 (30) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。 (31) 現金及び財産の記録管理に関すること。 (32) 決算の調製に関すること。 (33) その他庶務に関すること。
	福祉係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者福祉に関すること。 (2) 要保護児童に関すること。 (3) 障害者自立支援に関すること。 (4) 福祉有償運送に関すること。